環境省
Ministry of the Environment

資料２

令和３年度における環境配慮契約法基本方針等の検討状況等（案）

Ⅰ．電気の供給を受ける契約

Ⅱ．建築物に係る契約

Ⅲ．自動車の購入等に係る契約

Ⅳ．産業廃棄物の処理に係る契約

Ⅴ．環境配慮契約法基本方針検討会中期スケジュール（案）

令和3年10月22日

2050年カーボンニュートラル宣言及び2030年度目標

2050年カーボンニュートラル宣言【第203回国会総理所信表明演説】

- 我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

2030年度目標【気候サミット（2021年4月22日）総理発言（抜粋）】

- 地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。
- 経済と環境の好循環を生み出し、2030年の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、政府として再エネなど脱炭素電源を最大限活用するとともに、企業に投資を促すための十分な刺激策を講じます。

上記目標の達成に向け、整合する形で、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画等の関連計画の改定作業が進められており、住宅・建築物における省エネ対策等についても検討が行われ、公共施設の率先実行が求められる。また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）が成立

環境配慮契約法基本方針においてもこれらを踏まえた対応が必要

Ⅰ．電気の供給を受ける契約

－電力専門委員会報告－

Ⅱ．建築物に係る契約

－建築物専門委員会報告－

Ⅲ．自動車の購入等に係る契約

Ⅳ．産業廃棄物の処理に係る契約

Ⅴ．環境配慮契約法基本方針検討会

中期スケジュール（案）

Ⅰ．電気の供給を受ける契約

令和3年度の電力専門委員会における検討事項等

1．効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

① 排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討
② 加点項目の整理･見直し等

2．再エネ電力の最大限導入に向けた検討

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3．非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映

① 非FIT非化石証書による排出係数等への反映方法等の検討
② 再エネ電源の種類の検討

4．環境配慮契約未実施機関への対応

❍ 環境配慮契約未実施機関･施設の公表

5．その他

① 沖縄電力供給区域の取扱い検討
② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

① 排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討

- **排出係数しきい値引下げの方向性としては、エネルギーミックスに整合する新たな2030年度における排出係数※と整合を図る**
- **小売電気事業者の予見可能性へ配慮し、令和4年度において2030年度に向けた引下げの絵姿を示す**

※ 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」を前提に算出すると排出係数は0.25kg-CO_2/kWh

- 令和4年度の電力専門委員会において検討
  - エネルギーミックスに整合する2030年度排出係数及び再エネ比率の目標等を勘案した適切な引下げのあり方及び具体的な引下げ方針を検討・提示

② 加点項目の整理・見直し等

- **現行の加点項目は評価内容、配点・重み付け等について引き続き検討を実施。新たな加点項目の必要性を含め次年度にとりまとめ**
  - 「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」において省エネに係る効果的な情報提供や事業者の取組の評価方法のあり方について、令和4年4月からの制度※運用に向け具体的な進め方の議論が行われているところ

※ 省エネコミュニケーション・ランキング制度

  - 令和3年度の環境配慮契約締結実績調査（令和4年4月～6月実施予定）において調達者の加点項目の使用状況等を把握

【参考】排出係数しきい値の引下げ（イメージ）

- 令和2年度に排出係数しきい値を**0.690kg-CO_2/kWh（▲0.12）**に引下げ
  - 2030年度26%削減目標から算出した0.37kg-CO_2/kWhに基づく3年分引下げ
- 令和4年度においてエネルギーミックスに整合する新たな2030年度排出係数に基づく排出係数しきい値引下げの方向性を検討

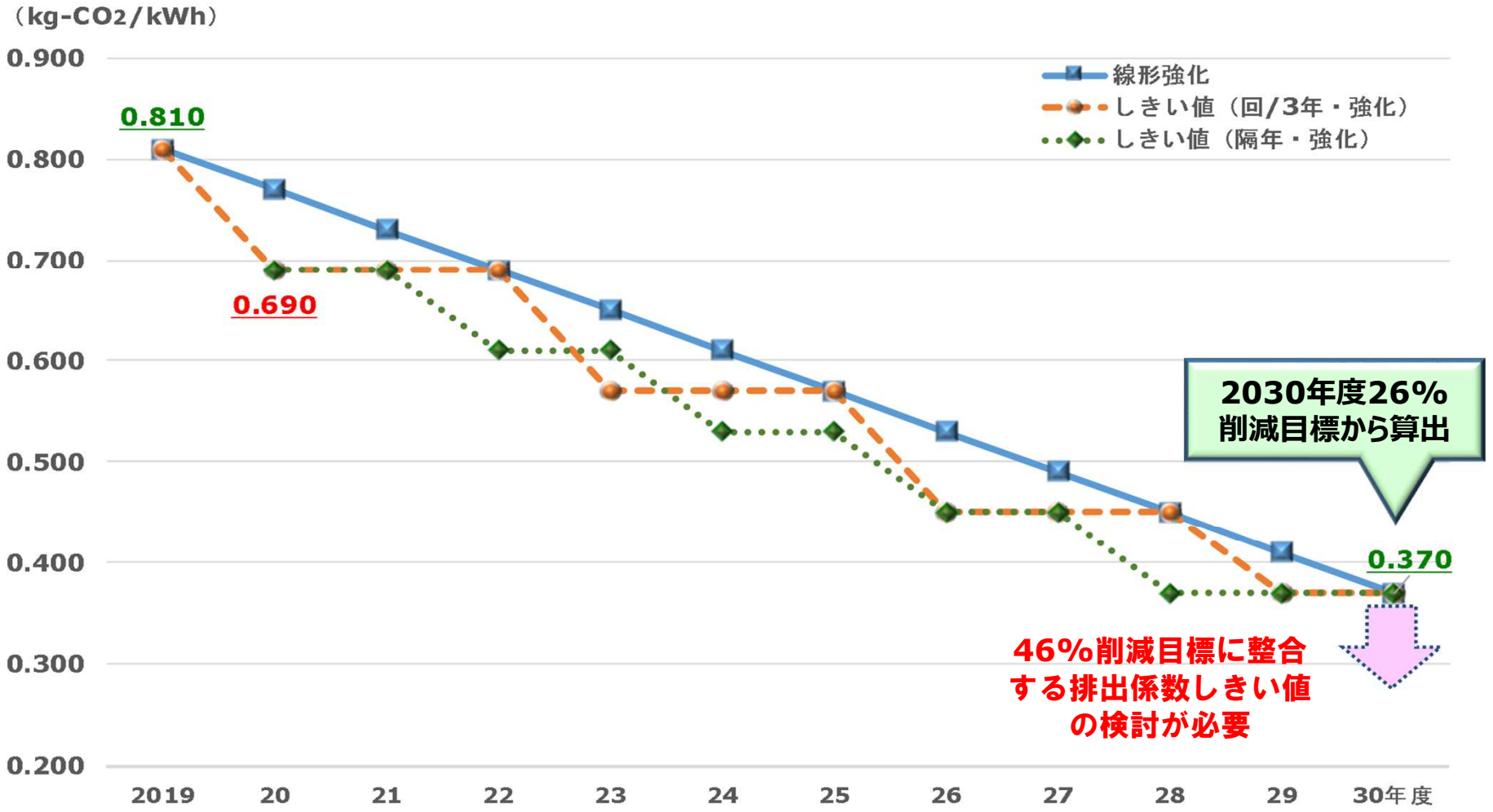

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

- 政府実行計画（案）における2030年度までの再エネ電力比率※の目標である60%を目指し、計画的・継続的に調達電力の再エネ比率を引上げることを事務局より提案
  - ※ 調達電力における再エネ電力メニュー等を活用した再エネ電力の比率
- 最低限の再エネ電力比率を仕様書に示すこととし、令和4年度の契約における最低限の**再エネ比率を30%**としてはどうか

上記について以下論点を踏まえ令和4年度において引続き継続的な検討が必要

※ 3②「再エネ電源の種類の検討」と併せて議論

1. 再エネ電源の定義（大型水力の取扱いを含む。）
- ❑ 国及び独立行政法人等が調達する電力の種類に関する検討
- ❑ 裾切り方式における評価や他の制度・計画等との整合性の確保に関する検討

2. 非化石証書の取扱い（トラッキングの有無、非FIT再エネ指定等）
- ❑ 上記１を踏まえた非化石証書の取扱いに関する検討

3. 調達電力の再エネ電力比率の計画的・継続的引き上げ
- ❑ 再エネ電力比率の目標である60%以上の早期達成に向けた取組に関する検討
- ❑ 再エネ電力の導入に資する契約内容等に関する検討

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

再エネ電力の導入状況の把握・分析及び情報提供

- 国及び独立行政法人等の再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（再エネに限らず環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供
- 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな型等の使いやすい形式で提供
- 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の仕組みを検討

例えば、小売電気事業者の再エネ電力メニューの自主的な登録※の仕組み等（Web等による登録受付の仕組み等）を構築し、登録情報を公表すること等が想定される

※ 具体的な登録内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、供給量・供給要件等の制限の有無及び内容、電源及び証書の内訳等

3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映

① 非FIT非化石証書による排出係数等への反映方法等の検討

- 「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（令和3年6月）に基づき、非FIT非化石証書の取得量等を調整後排出係数に反映

市場名称（仮称）	再エネ価値取引市場	高度化法義務達成市場
市場の目的	需要家の再エネ価値の安定的な調達環境の整備	高度化法の目的達成の後押し及び再エネ等カーボンフリー電源の投資促進
取引対象証書	FIT非化石証書	非FIT非化石証書
取引参加者（売り側）	GIO（低炭素投資促進機構）	発電事業者
取引参加者（買い側）	小売電気事業者、需要家	小売電気事業者
証書の用途	① 温対法排出係数の低減 ② 証書の環境価値を表示・主張	① 高度化法における非化石電源比率への参入 ② 温対法排出係数の低減 ③ 証書の環境価値を表示・主張
証書発行量規模感	約900億kWh	約900億kWh（相対取引含め）

資料：第54回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会

3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映

② 再エネ電源の種類の検討

- 裾切り方式評価項目の「再生可能エネルギーの導入状況」（小売事業者の評価）と調達電力の「再エネ電力比率」（再エネメニューの活用）を分けて整理することを事務局より提案

❍ 裾切り方式評価項目の「再生可能エネルギーの導入状況」における再エネ電源

- 再エネの追加性、排出係数との二重評価であることなど、これまでの検討経緯を踏まえ、従来どおりFIT法において定義される再エネ電源※を対象
  ※ 太陽光、風力、水力（3万kW未満。揚水発電除く）、地熱及びバイオマス発電

❍ 調達電力の「再エネ電力比率」における再エネ電源

- 小売電気事業者の再エネ電力メニュー供給状況や2030年度の目標値を定めている政府実行計画（案）等において水力発電を規模で区別していないことなど、上記FIT法再エネ電源に加え、 3万kW以上の水力発電（揚水発電を除く）も対象

上記について以下論点で委員ご意見が分かれ（詳細P.9）、更に議論を尽くすため、令和4年度において引続き継続的な検討が必要

※ 2①「再エネ電力の最大限導入に向けた取組」と併せて議論

1. 再エネ電源の定義（特に3万kW以上の水力発電の取扱い）
2. 非FIT非化石証書における電源種等属性情報のトラッキングの有無等

電力専門委員会における再エネ電源に係る主なご意見

【事務局提案の再エネ電源の定義等に係るご意見】

- 裾切り方式の評価に使用する再エネの種類と調達電力の再エネ電力メニューにおける再エネの種類は同一であることが望ましい
- 裾切りの評価項目、調達電力ともに大型水力を含めることが合理的ではないか
- 大型水力由来の非FIT非化石証書も裾切り方式に加えるべき
- 国等の機関が率先して再エネを調達することにより市場を牽引するという環境配慮契約の役割を果たし、また再エネを飛躍的に増加させるためにも、再エネの新規性・追加性は重要
- トラッキングが非常に重要であり、国等の機関がどのような電源の電力を調達すべきかについての議論が必要
- 制度として拙速に決めるのではなく、次年度しっかり議論して決めることが適切ではないか
- 裾切りの評価項目、調達電力を分けるのは紛らわしい。大型水力は対象にすべきではない
- 非FIT非化石証書のトラッキングは十分整備されていない状況。非FIT非化石証書は再エネ指定を前提にトラッキングの有無にかかわらず活用可能とすることが現段階では妥当
- トラッキングの有無にかかわらず活用可能と決めて、将来トラッキング可能となった場合に変更することは可能なのか。今決めるのではなく、次年度まで検討に時間をかけてはどうか
- 大型水力を調達電力の再エネに含めることには積極的に賛成しかねる
- 他の制度・計画等における再エネ電源・メニュー等の運用と環境配慮契約法の運用が異なることで不整合が生じないようにすべき。再エネ電源の定義に関する結論を先送りをすると次年度からの再エネ導入（仕様書への記載等）に支障がでるのではないか
- 再エネの定義は統一できる方が良い。決定を先に延ばせるのであれは慎重に検討した上で決めてはどうか

4. 環境配慮契約未実施機関への対応

❍ 環境配慮契約未実施機関・施設の公表

令和2年度の契約締結実績（令和3年度報告分）から環境配慮契約未実施機関･施設について公表

環境配慮契約未実施機関・施設の報告内容に対する確認

- 令和2年度において環境配慮契約を実施可能であったが未実施の件数は**533**件であり、これらの報告内容について確認・精査
- 報告内容の確認に当たっては、内容の照会後適切な期間を定めて回答を求め、その後可能な限り早期に公表

【参考】令和2年度の契約件数及び予定使用電力量【高圧・特高】

❍ 令和2年度の環境配慮契約の実施状況（環境配慮契約不可能分[注1]を除く）
- 契約件数：**2,347件（81.5%）** 令和元年度比**1.4ポイント減**[注2]
- 予定使用電力量：**8,736百万kWh（82.4%）** 令和元年度比増減なし[注2]
  - **533件（予定使用電力量1,864百万kWh）**が実施可能であったが未実施

高圧・特別高圧（50kW以上）		①+②+③ 総数（合計）	① 環境配慮契約（裾切り方式）を実施	② 環境配慮契約が実施可能であったが未実施	③ 環境配慮契約の実施が不可能	①/（①+②）環境配慮契約を実施の割合（実施不可能分を除く）
契約件数（件）	国の機関	1,725 （100.0%）	1,459 （84.6%）	146 （8.5%）	120 （7.0%）	90.9% *92.7%*
	独立行政法人等	1,406 （100.0%）	888 （63.2%）	387 （27.5%）	131 （9.3%）	69.6% *69.6%*
	合　計	3,131 （100.0%）	2,347 （75.0%）	533 （17.0%）	251 （8.0%）	81.5% *82.9%*
予定使用電力量（百万kWh）	国の機関	2,856 （100.0%）	2,662 （93.2%）	136 （4.7%）	58 （2.0%）	95.2% *95.6%*
	独立行政法人等	7,889 （100.0%）	6,074 （77.0%）	1,728 （21.9%）	86 （1.1%）	77.9% *73.1%*
	合　計	10,744 （100.0%）	8,736 （81.3%）	1,864 （17.3%）	145 （1.3%）	82.4% *82.4%*

注１：「環境配慮契約の実施が不可能」は、「電力供給事業者が３者に満たない（沖縄電力供給区域及び離島を含む）」「系統未接続のため電力供給事業者が限定」及び「少額随意契約」が該当
注２：環境配慮契約の実施割合の*斜体*は令和元年度の実施割合（令和元年度と実施不可能の分類が若干異なる）
注３：予定使用電力量及び割合については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

5. その他

① 沖縄電力供給区域の取扱い検討

環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域についても、系統が連携していない等の地域特性を踏まえた上で、実施可能な手法を検討

国及び独立行政法人等における入札実施状況の確認

- 調達する電力量の多い複数の機関・施設に対し入札実施状況等を確認

地方公共団体及び区域における小売電気事業者への協力依頼

- 沖縄県や那覇市など地元の地方公共団体に現状の確認及び今後の協力依頼
- 沖縄電力の排出係数低減や再エネ導入に関する取組及び目標等について確認するとともに、他の小売電気事業者からも現状の確認及び今後の協力依頼

② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

国及び独立行政法人等における総合評価落札方式の事例調査

- 令和2年度契約締結実績調査において総合評価落札方式の実施状況を調査

地方公共団体等の事例調査

- 地方公共団体、国の関連法人等における調達事例に関する調査及び評価内容等に関する情報提供の協力依頼

総合評価落札方式の導入に向けた課題整理

- 導入に当たって裾切り方式との比較（長所/短所の整理等）
- 導入に当たっての対象範囲、契約方式、評価項目、評価基準・配点等

Ⅰ．電気の供給を受ける契約

－電力専門委員会報告－

Ⅱ．建築物に係る契約

－建築物専門委員会報告－

Ⅲ．自動車の購入等に係る契約

Ⅳ．産業廃棄物の処理に係る契約

Ⅴ．環境配慮契約法基本方針検討会

中期スケジュール（案）

Ⅱ．建築物に係る契約

令和3年度の建築物専門委員会における検討事項等

1．建築物に係る環境配慮契約の検討事項

① 建築物の設計に係る契約における環境配慮に向けた検討
② 建築物の維持管理に係る契約における環境配慮に向けた検討
③ 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約における環境配慮に向けた検討
④ 建築物に係る契約（設計、維持管理及び省エネ改修）の連携による省エネ・脱炭素に向けた相乗効果の発揮

2．建築物に係る契約の整理の方向性

1. 建築物に係る環境配慮契約の検討事項

政府実行計画（案）、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」との整合的かつ率先的取組として、契約類型ごとの対策等の検討とともに、契約類型が連携した取組に関する検討が重要

① 建築物の設計に係る契約における環境配慮に向けた検討

- 環境配慮型プロポーザルの技術提案のテーマ設定に当たっては、温室効果ガス等の排出削減に関する内容を含めることとしているところ
  - ➔ 建築物のZEB化等に向けたさらなる省エネ性能の強化（誘導基準の引上げへの対応等）等について設計要件とすることを検討するとともに、その実現のための技術提案を求めることについて、積極的に検討
  - ➔ 太陽光発電や太陽熱・地中熱の利用、バイオマスの活用等の地域の実情に応じた再生可能エネルギー（太陽光発電設備の設置等）や未利用エネルギーの利用拡大について設計要件とすることを検討するとともに、これらの条件に対する技術提案を求めることについて、積極的に検討
- 令和4（2022）年度の官庁施設整備に適用する基準類の見直し内容の環境配慮契約への反映

1. 建築物に係る環境配慮契約の検討事項

② 建築物の維持管理に係る契約における環境配慮に向けた検討

- 建築物の維持管理に係る契約において有効な事例、参考となる事例等の把握・整理及び情報提供
- 建築物の基本的な属性別（目的・用途、規模・面積等）のベンチマークとして活用可能な指標の検討及び基本的な原単位の算定
  - ➔ 建築物の維持管理に係る契約締結実績の把握・整理・分析等
  - ➔ Carbon Metrics等の採用可能性の検討
- 対象業務の整理及び業務内容に応じた入札参加要件や評価方法等の検討
  - ➔ 実績調査による事例を踏まえた上で、省エネ・脱炭素につながる対象業務を整理
  - ➔ 業務の特性を踏まえ、適切な契約方式及び評価項目・評価方法等を検討

③ 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約における環境配慮に向けた検討

- ESCO事業成立のための要件等の検討
  - ➔ 建築物・施設の規模・用途等に応じた判断の目安の検討、独立行政法人等への積極的な普及促進方策の検討
- ESCO事業が成立しない場合の改修のあり方の検討
  - ➔ ESCO事業以外の省エネルギーにつながる改修に係る契約の導入可能性の検討
  - ➔ いわゆる「ソフトESCO事業」の導入可能性の検討

1. 建築物に係る環境配慮契約の検討事項

④ 建築物に係る契約（設計、維持管理及び省エネ改修）の連携による省エネ・脱炭素に向けた相乗効果の発揮

- 政府実行計画（案）の目標達成（2030年度GHG50%削減（2013年度比））に向けた省エネルギー対策の徹底、再生可能エネルギーの導入促進のための検討（国等の率先的取組）
- 設計、維持管理及び省エネ改修の効果的な連携のあり方の検討
- 上記を踏まえた契約類型ごとの発注者向けの省エネ・脱炭素に係る評価項目、対策等のメニュー化の検討
- 建築物の維持管理に係る情報等の他の契約類型への展開・活用に関する検討
- ESCO事業が成立しない場合の改修のあり方の検討【再掲】

2. 建築物に係る契約の整理の方向性

- **建築物に係る3契約類型の統合及びESCO事業以外の省エネルギー改修に係る契約を対象に追加する方向で検討（下図は変更イメージ）**

建築物の設計に係る契約

建築物の維持管理に係る契約

省エネルギー改修事業に係る契約

建築物に係る契約

- 建築物の設計に係る契約
- 建築物の維持管理に係る契約
- 建築物の改修に係る契約（改修設計）
  - ESCO事業に係る契約
  - ESCO事業以外の省エネ改修に係る契約

※ 現行の省エネルギー改修事業は、「事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業をいう」とされており、いわゆるESCO事業が該当（法第5条第2項第3号）

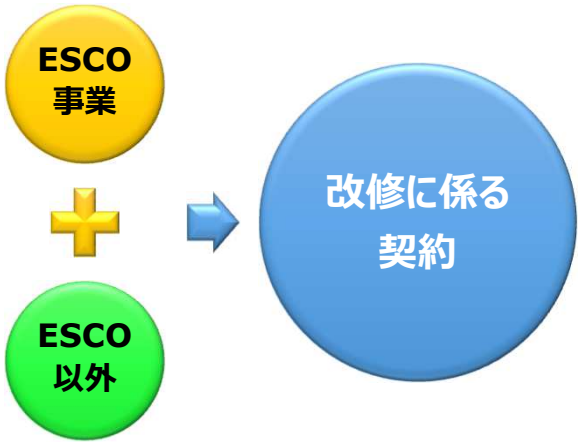

2. 建築物に係る契約の整理の方向性

建築物に係る契約における環境配慮の方向性

契約類型	具体的な環境配慮の内容等
建築物の設計	❍ 官庁施設整備に適用する省エネ基準を前提（誘導基準への適合等） ❍ 環境配慮型プロポーザル方式における技術提案（評価項目）の検討 ➔ 原則ZEB oriented相当以上、省エネ基準の上乗せ、再エネ・未利用エネの利活用等の設計要件に関し、より適切な技術提案につながる評価テーマの設定について検討 ➔ 太陽光発電設備の設置（PPAモデルの活用を含む）等の設計要件に即し、地域の実情を踏まえたより適切な技術提案につながる評価テーマの設定について検討
建築物の維持管理	❍ 建築物の設計段階における設計意図の維持管理への適切な継承 ❍ 運用時におけるZEB化に向けた維持管理の実施 ❍ 情報通信技術等を活用した情報収集・整理等（点検・運用の可視化等） ➔ BEMS等によるデータ収集及び分析の原則義務化
建築物の改修（ESCO事業・ESCO事業以外）	❍ 維持管理において収集・分析した各種情報・データに基づく省エネ改修計画等の策定（ESCO事業の導入可能性の判断を含む） ➔ 維持管理に係るデータの積極的活用（改修・更新における判断支援、蓄積されたデータの改修計画等への展開等） ❍ ZEB化を見据えた設備・機器等の導入、再エネ・畜エネ設備の最大限導入 ➔ 新たな技術を用いた高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果を発揮する設備等の率先的導入 ➔ 燃料を使用する設備の脱炭素化

Ⅰ．電気の供給を受ける契約

－電力専門委員会報告－

Ⅱ．建築物に係る契約

－建築物専門委員会報告－

Ⅲ．自動車の購入等に係る契約

Ⅳ．産業廃棄物の処理に係る契約

Ⅴ．環境配慮契約法基本方針検討会

中期スケジュール（案）

Ⅲ. 自動車の購入等に係る契約

令和3年度の検討状況等

- **グリーン購入法基本方針の改定（案）**
  - 乗用車についてはすべて「電動車等※」
    - ※ 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車（電動車等＝電動車＋水素自動車）
    - ハイブリッド自動車については排出ガス基準値及び燃費基準値を設定
  - 乗用車以外の5車種（小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ）については「可能な限り電動車等、少なくとも次世代自動車又は一定の燃費基準等を満たす自動車」
- **新たな燃費基準値への対応の必要性**
  - 自動車の購入等に係る契約における総合評価の加算点を算定する場合の「燃費基準値」はエコカー減税（重量税）の燃費基準値を参考に当該車種の市場への供給状況等を踏まえ設定※
    - ※ グリーン購入法に基づく特定調達品目検討会において見直し案を検討
  - 乗用車の燃費基準値はステップレス方式に変更。乗用車以外の5車種は現行の車両重量区分ごとのステップ方式又は車種による固定値

新たな燃費基準値に対応した環境配慮契約を解説資料に反映

新たな燃費基準値に対応した環境配慮契約（案）

- **乗用車及び乗用車以外の5車種に係る燃費基準値の見直し**
  - 燃費基準値についてはグリーン購入法特定調達品目検討会で見直し案を作成
  - 現行の総合評価落札方式の考え方及び基本的な算定方法は変更しないで、ステップ方式及びステップレス方式の両方に対応した新評価方式への移行

【現行の総合評価値算定方法】

$$\text{総合評価値} = \frac{\text{環境性能に対する得点}}{\text{入札価格に対する得点}}$$

⇨ 標準点(100点)＋加算点

⇨ 入札価格（円）÷1万円

$$\text{加算点} = \text{満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

※「提案車の燃費値」「燃費基準値」の単位はkm/L
※加算点の満点（上限50点）＝50×（燃費目標値／燃費基準値－1）

【加算点の算定方法（案）】※ 本算定方法(案)は、計算式を変更するものではない

- **燃費目標値を燃費基準値の２倍、加算点の満点を50点に固定**
  - 燃費目標値は、車両重量区分における最も環境性能の高い市販車の燃費値を設定していたが、加算点満点の上限である燃費基準値の2倍とする
  - 加算点の式の分母は、燃費基準値に簡略化

（燃費基準値＝燃費目標値－燃費基準値＝燃費基準値×2－燃費基準値）

燃費基準値、燃費目標値及び加算点の考え方（案）

- 燃費目標値を燃費基準値の2倍、加算点の満点を50点に固定とし、燃費基準値を超える部分について環境性能の評価の割合に応じて得点を付与
- 現行の総合評価落札方式の評価値算定方法を変更することなく、ステップレス方式の評価へ対応も可能
  - ➔ 燃費目標値が車両重量により一義的に決定されるため、現行の評価方法において複数の車両重量区分にまたがる場合にあっても加算点の算定が容易

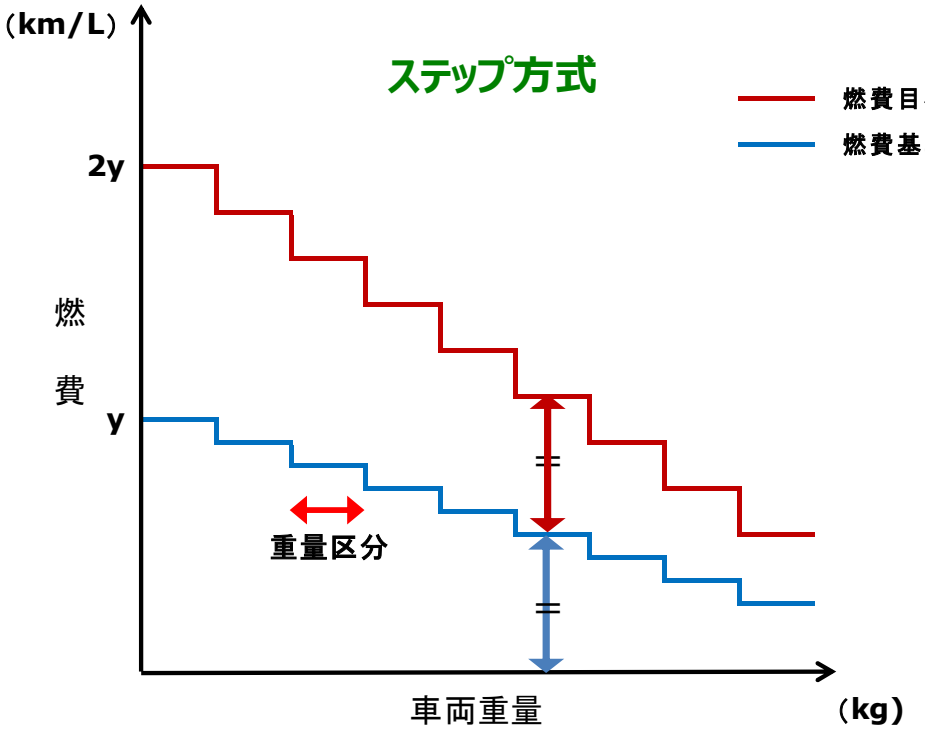

車両重量区分（ステップ）ごとの
燃費基準値・燃費目標値の考え方

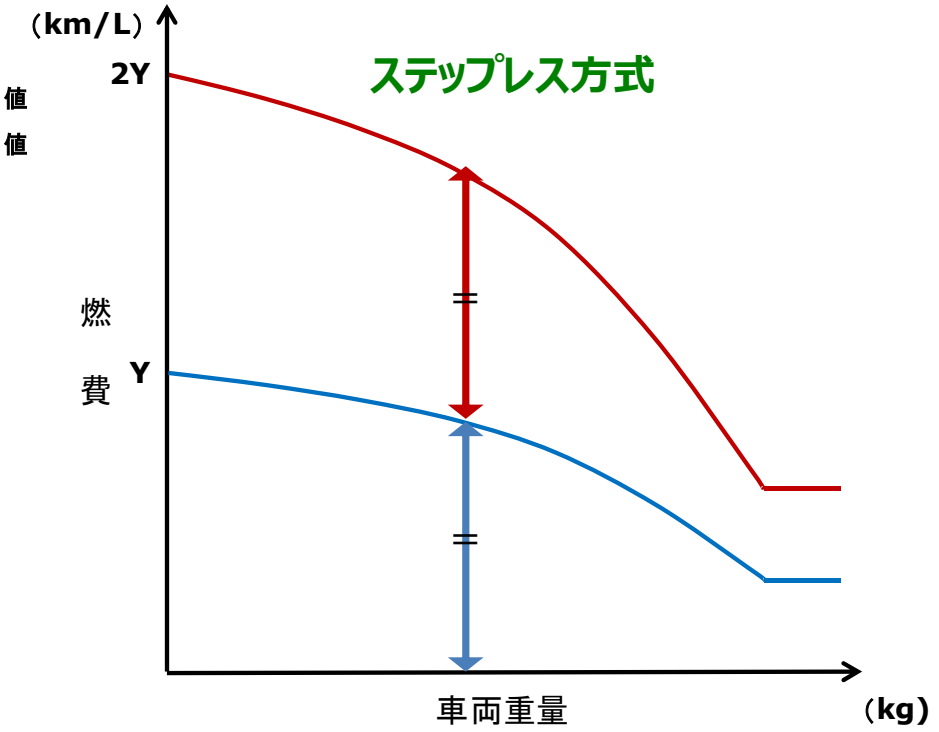

ステップレス方式の
燃費基準値・燃費目標値の考え方

【参考】 グリーン購入法基本方針における 自動車の新たな燃費基準値の見直し案【概要】

自動車の種類		燃費※1に係る判断の基準の改定案		① 現行の燃費基準値※2 ② 燃費基準値改定案※2
		基準値１	基準値２	
乗用車※3		電動車等※4（2段階の判断の基準は設定しない） 併せてハイブリッド自動車の場合は一定の燃費性能を別途求める		① 令和2（2020）年度燃費基準値 ② 上記①達成かつ令和12（2030）年度燃費基準値60%達成レベル
小型バス※5		電動車等	次世代自動車※6又は一定の燃費性能を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 同上（据え置き）
小型貨物車※7		電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 平成27（2015）年度燃費基準値の+5%超過達成レベル（軽貨物車及び中量貨物車）又は+15%超過達成レベル（軽量貨物車）
重量車	バス等※8	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両	① 平成27（2015）年度燃費基準値 ② 平成27（2015）年度燃費基準値の+5%超過達成レベル
	トラック等※9 トラクタ※10			

※１：ガソリン自動車、LPG自動車に係る排出ガスの判断の基準については現行の基準を据え置き
※２：①は現行の燃費に係る判断の基準（令和3年2月）、②は燃費に係る判断の基準の改定案
※３：乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車
※４：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車
※５：乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車
※６：電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自働車
※７：車両総重量3.5t以下の貨物自動車
※８：乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車
※９：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）
※10：車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）

【参考】ガソリンHV乗用車の車両重量別燃費（WLTCモード）

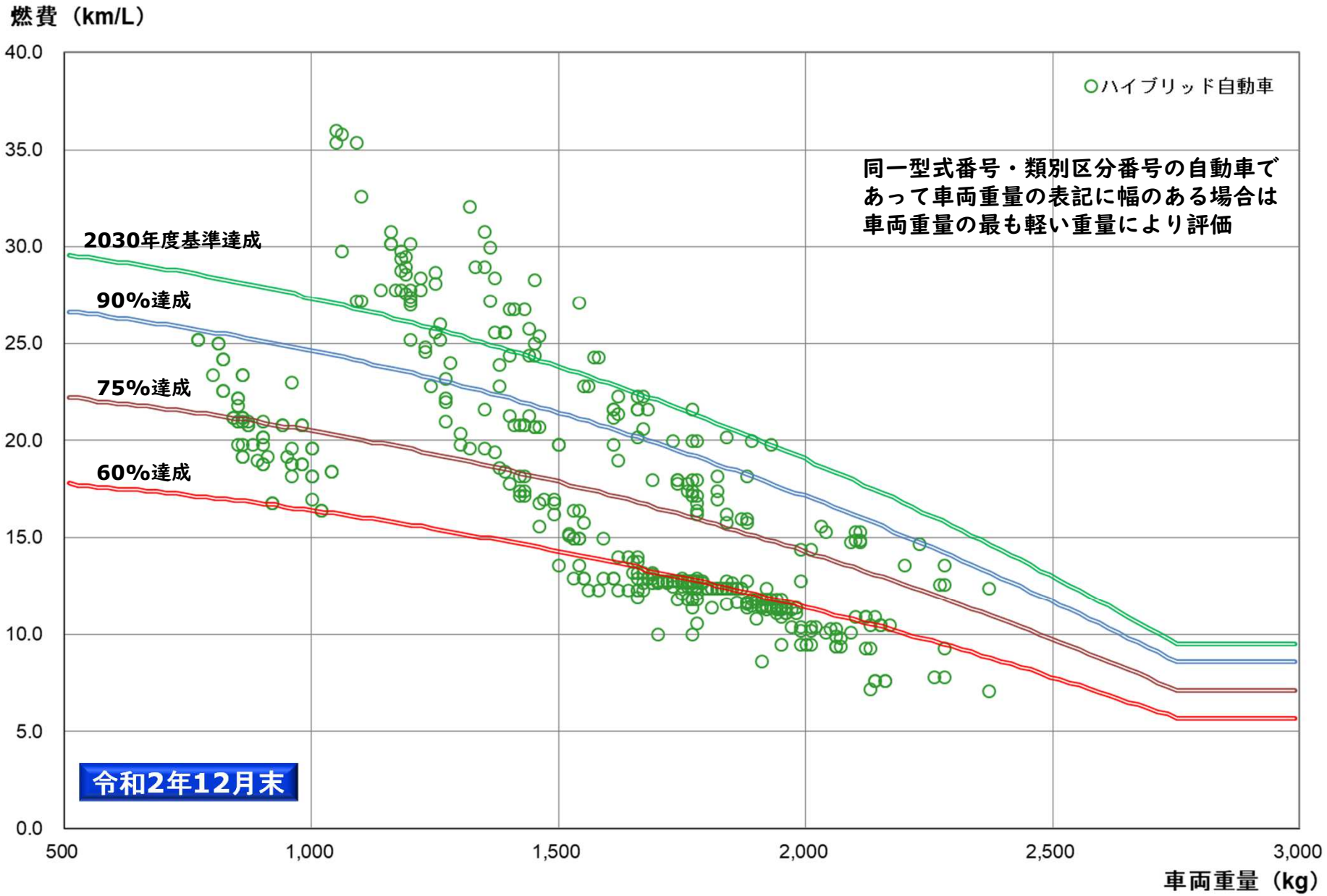

資料：国土交通省「自動車燃費一覧」（令和3年3月）より作成

Ⅰ．電気の供給を受ける契約

－電力専門委員会報告－

Ⅱ．建築物に係る契約

－建築物専門委員会報告－

Ⅲ．自動車の購入等に係る契約

Ⅳ．産業廃棄物の処理に係る契約

Ⅴ．環境配慮契約法基本方針検討会

中期スケジュール（案）

Ⅳ．産業廃棄物の処理に係る契約

令和3年度の検討状況等

プラスチック資源循環の促進に関する検討

- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）」が令和3年6月に公布され、令和4年4月に施行予定
- 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進することとしており、排出事業者に対してはプラスチック廃棄物の排出の抑制やその再資源化等が求められているところ。国等においても排出事業者として、プラスチック廃棄物の排出の抑制とともに、その再資源化等を率先して実行することが必要
- プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する排出事業者の判断の基準となるべき事項等を定める省令も含まれる「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等について、10月8日からパブリックコメントが実施されており、それらの内容を踏まえ取組を検討

環境配慮契約の観点から、国等においてプラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化及び再資源化を実施することができない場合の熱回収等の促進につながる取組について整理・検討の上、解説資料に反映

Ⅰ．電気の供給を受ける契約

－電力専門委員会報告－

Ⅱ．建築物に係る契約

－建築物専門委員会報告－

Ⅲ．自動車の購入等に係る契約

Ⅳ．産業廃棄物の処理に係る契約

Ⅴ．環境配慮契約法基本方針検討会
中期スケジュール（案）

Ⅴ．環境配慮契約法基本方針検討会中期スケジュール（案）

契約類型	令和元年度（2019）	令和２年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和12年度（2030）までの予定
電気の供給を受ける契約	排出係数しきい値の方針検討 加点項目の見直しの検討 専門委員会設置	排出係数しきい値導入 排出係数しきい値の引下げ検討 加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討 再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討、再エネ電源に係る検討 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討 専門委員会設置	排出係数しきい値引下げ実施 未実施機関の公表（令和２年度契約締結実績分から開始） 排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討 専門委員会設置	・更なる排出係数しきい値引下げ検討・実施 ・加点項目の見直しの反映、実施 更なる排出係数しきい値の引下げ検討（2030年度削減目標と整合） 他の制度の進捗等を勘案し加点項目及び電気事業者の取組を踏まえた見直しの検討 再エネ電力の定義等の検討 再エネ電力の最大限の調達の実施 導入条件、評価方式・項目等に係る検討 専門委員会設置	専門委員会設置検討	● 排出係数に関連する他の制度等の進捗を踏まえ、専門委員会の設置、しきい値の強化 ● 加点項目の整理及び機動的な見直し ● 再エネ電力の最大限導入に係る検討 ● 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 ● 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討
建築物に係る契約（設計、維持管理及びESCO）	維持管理契約導入	契約実績調査・分析等 設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討	専門委員会設置	検討結果の基本方針等への反映、実施 実施状況等を踏まえ連携のあり方検討 専門委員会設置	専門委員会設置検討	● 建築物に係る契約の効果的な連携のあり方に関する検討 ● 検討状況等を踏まえ専門委員会の継続設置
自動車の購入及び賃貸借に係る契約		次世代自動車等への対応の検討	検討結果の基本方針等への反映、実施 総合評価の算定方法の検討	新たなトップランナー基準や市場動向により検討 専門委員会設置検討	専門委員会設置検討	検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約		関係法令等の見直しに伴う対応検討	検討結果の基本方針等への反映、実施 プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)	他の基準や市場動向により必要に応じ検討 専門委員会設置検討	専門委員会設置検討	検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置

凡例：　実施項目　検討内容　専門委員会設置　専門委員会設置検討

※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定